

宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市内中小事業者等の人材定着を支援するために、職場の魅力向上による社員満足度向上等を行う事業者に対し、宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する宇治市内の中小企業者で住民票が宇治市にある個人又は本店若しくは支店が宇治市にある法人であって同項第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
- (2) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国発行法人を含む）の所有に属している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人を含む）の所有に属している法人、大企業（外国法人を含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 宇治市内に店舗、工場、事業所、事務所又は支店(以下「事業所」という。)を有する中小企業等であること
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) みなし大企業でない者
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、宇治市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者
- (5) 前号の暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画しない者
- (6) 政治団体でない者
- (7) 宗教上の組織若しくは団体でない者

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者は、補助対象者から除く。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内の事業所、事務所等で勤務する職員の定着を促進するために実施する事業（以下「人材定着事業」という。）に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 職場の魅力向上のための機器設備等の購入、設置及び工事に要する経費

(例)・社員食堂、休憩室の整備、改修等

・執務スペースの環境改善（空調・照明器具の導入・機能向上等）

(2) 職場の環境改善に係るコンサルティングに要する経費

(例)・職員向けアンケート・研修の実施

・AI導入・DX推進に関する助言・企画立案等

(3) その他市長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。

(1) 個人に対する給付金、謝礼金その他これらに類する個人給付的な経費

(2) 事務所等の事業運営に要する経費（人件費、光熱水費等）

(3) 公序良俗に反するおそれがある事業

(4) 補助対象者と資本関係がある事業者、補助対象者の代表者、役員、配偶者若しくは2親等以内の親族が役員として属する事業者又は事業を営んでいない個人と契約したもの

(5) その他補助金活用による人材定着に係る事業執行に際し、必要と認められない経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該人材定着事業に係る寄附金その他の収入を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該額が250,000円を超えるときは、250,000円とする。

2 補助金の交付は、1の補助対象者につき、1事業、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、事業着手以前に市長に提出しなければならない。

(1) 宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金事業計画（様式第2号）

(2) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（様式第3号）

(3) 市税の滞納がないことを証する書類

(4) 市内の事業所、事務所等の所在地が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるとき宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないとしたとき宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を所定の宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付申請取下届出書により、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。

（変更承認等）

第9条 補助事業者が事業計画の変更をしようとするときは、事業の実施までに、宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出してその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合に宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金事業計画変更承認書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業終了報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了から1箇月後又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金事業終了報告書（様式第8号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金事業成績報告書（様式第9号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による事業の終了報告を受けた場合には、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金確定通知書

(様式第 10 号) により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による請求書を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第 14 条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要項に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 補助事業の実施方法が不適切と認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたとき、宇治市中小企業人材定着支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の取消しを行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業にかかる書類及び帳簿等を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。